

**市コミュニティ・スクール通信の第2号です！**

前回に引き続き、今回も「コミュニティ・スクール」について説明をしていきます。

**「コミュニティ・スクール」って、取手市だけのものなの？**

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、**国（文部科学省）**が**全国の公立学校に導入を呼びかけているもの**です。「地域総ぐるみでの教育」の実現のために、学校と地域の連携・協働を重視し、学校運営協議会の設置を【**努力義務**】として定めています（平成29年3月から）。やや立ち遅れていた茨城県でも、コミュニティ・スクールを導入する市町村が増え、取手市でも令和4年度の山王小学校を皮切りに、昨年度は小中6校が実施を開始し、今年度は全20校で導入されることになりました。

山王小学校がスタートするときから、文部科学省・総合教育政策局にお勤めの**CS（コミュニティ・スクール）マイスターの安齋宏之先生**にご教授いただいています。今年度も安齋先生にお手伝いいただき、主に新設校の学校運営協議会の委員さん方向けの研修会を開いています（年4回）。

令和5年度の実績によると、コミュニティ・スクールを導入している公立学校は、全国で52.3%、茨城県は39.7%だそうです。

**これまでの「学校評議員」とは、どこが違うの？**

学校が、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために設けられた「学校評議員」制度では、学校評議員（各校5名程度）は、法律の規定に基づき、校長の求めに応じて、【**個人としての立場で**】学校運営に関して意見を述べることができるとされていました。つまり、「学校運営協議会」に与えられたような「**権限**」（**第1号参照**）はなく、学校運営に関して校長や教育委員会に直接関与したり、決定を行ったりするものではありませんでした。

これに対し学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、第1号でお伝えしたように、例えば「**校長が作成する基本的な方針の承認を行う**」といった**権限があります**から、**直接的に学校運営に関わることができる**わけです。

また、学校評議員の方々にお問い合わせしてきた「学校関係者評価」については、学校運営協議会のメンバーの中から「**評価委員**」という役割を5名程度お願いし、これまで通り学校関係者評価にご協力をいただくことになっています。

